

国王即位儀礼に関する『七定式祭式書』の成り立ち

— 系譜上におけるその位置づけを中心に —

船 木 順 一

序

カロリング朝フランク王国において、キリスト教会は9、10世紀の交時、国王即位式に関する儀礼書を作成し始める。たしかに、それ以前、実際に举行された国王即位式を記す文書は存在していたが、そうした式次第のような式文は一般的な儀礼の举行を目的として作成されていないことから、厳密な意味では儀礼書とは言えない。本稿で取り上げる七定式祭式書（Ordo der Sieben Formeln）は、最初期に作成された国王即位式に関する儀礼書の中のひとつである。

国王即位儀礼を記す祭式書について、その成り立ちが詳細に知られているものは非常に少ない。というのは、祭式書のオリジナルは現存せず、伝承された写本を考察対象とせねばならないからである。そのために、ほとんどの祭式書に関して、その起草者、正確な作成についての年時・場所は不詳である。七定式祭式書もこれらの点について、その例に漏れない。

七定式祭式書は後述するように、西フランク王国における即位儀礼の特徴を示すことから、西フランク系統の祭式書として分類されている。また、同祭式書が後に東フランク祭式書⁽¹⁾と組み合わせられる。そうして誕生したのがマインツ祭式書であり⁽²⁾、10世紀中葉に編纂されたマインツ定式書（Mainzer Pontificale）に収められる⁽³⁾。この定式書はマインツ大司教が執り行う儀礼全般について、その手順を記した儀礼書の編纂物である。その後、マインツ祭式書は多くの教会に伝えられていく。なぜなら、この祭式書を所収したマインツ定式書がこれに匹敵する定式書を欠いたローマ教皇庁をはじめとし、広く西欧各地の教会に伝えられたからである⁽⁴⁾。七定式祭式書はこうして広く伝播したマインツ祭式書の誕生に不可欠な要素であった。本稿では関連があると想定される写本群を考察し、系譜的に整理することで、七定式祭式書の成り立ちを明らかにしたい。七定式祭式書について正確に把握しておくことは、西欧中世における即位儀礼書の発展を解明するために、必要な作業となろう。

— 七定式祭式書の写本状況

所蔵された修道院名に因んで、スタブロー祭式書とも呼称される七定式祭式書はその名称通り、それぞれに短いリブリークが付いた七つの定式文から成っている⁽⁵⁾。ランス大司教ヒンクマールは869年シャルル禿頭王（位、840-877）がロートリンゲン国王として即位する時に、その即位儀礼のために式文を作成する⁽⁶⁾。彼は877年ルイ吃音王（位、877-879）の即位時にも、その式文に基づき、さらに文書の量を増やしかつ推敲した式文を作成する⁽⁷⁾。その際に新たに追加さ

れた式文は、「表 1」が示すように、七定式祭式書の第一定式文に似ている。また、同祭式書は権標の授与に関する式文が、「～を受けよ (Accipe～)」で始まる。例えば、第三定式文ではルブリーク *Corone regalis impositio* (戴冠) の後、*Accipe coronam regni* (王国の冠を受けよ) と記されている。この言い回しは同時期に起草されたエルトマン祭式書にも⁽⁸⁾、877年ルイ吃音王の即位儀礼文にも見られることから、西フランク流の表現であると言える。したがって、同祭式書は西フランク系統の祭式書と見做されている。そして、七定式祭式書が10世紀初頭には成立していたと推測されるのは、877年の記述に拠った式文を有したからである。

「表 1」

七定式祭式書の第一定式文	877年ルイ吃音王の即位儀礼文 塗油儀礼時の祈禱文 (Sacri olei infusio)
<u>Omnioprensens eterne deus creator omnium</u> imperator angelorum rex regnantium dominusque dominantium <u>qui Abraham</u> <u>fidelem famulum tuum de hostibus triumphare</u> <u>fecisti Moysi et Iosuae populo praelatis</u> <u>multiplicem victoriam tribuisti humilemque</u> <u>David puerum tuum regni fastigio sublimasti</u> et <u>Salomonem sapientiae pacisque ineffabili</u> <u>munere ditasti respice quaesumus ad preces</u> <u>humilitatis nostrae et super hunc famulum</u> <u>tuum.....</u>	<u>Omnipotens sempiterne deus creator et</u> gubernator coeli et terrae conditor et dispositor angelorum et hominum <u>qui Abraham famulum</u> <u>tuum de hostibus triumphare fecisti Moysi et</u> <u>Iosue populo tuo praelatis multiplicem</u> <u>victoriam tribuisti humilem quoque David</u> <u>puerum tuum regni fastigio sublimasti eumque</u> de ore leonis et de manu bestiae atque Goliae sed et de gladio maligno Saul et omnium inimicorum eius liberasti et <u>Salomonem</u> <u>sapientiae pacisque ineffabili munere ditasti</u> <u>respice quaesumus ad preces humilitatis nostrae</u> <u>et hunc famulum tuum.....</u>

※ 下線部は両者が一致した式文箇所を示している。

ところで、G. ラノエはこの七定式祭式書に酷似した五つの定式文から構成されている写本を発見し、ライデン祭式書 (L'ordo de Leyde) と銘打つ⁽⁹⁾。それを祭式書と呼ぶべきかは系譜上での関係を論じる場合に、重要な点となる。本稿では取りあえず一写本として扱い、以下ライデン写本と呼ぶことにする⁽¹⁰⁾。その後、さらに、R. エルツェがこの五定式文を含んだ写本 (リスボン写本) を紹介する⁽¹¹⁾。このリスボン写本は五定式文の後に、国王への祝別文 (Benedictio) と、一般的に騎士を叙任する際に使用される二式文 *Benedictio ensis* (剣への祝別) が追加されている。国王も一戦士であるとすれば、後者の二式文は新国王のために加えられたと考えられる。しかし、勿論式文のテキストは異なるが、例えばマインツ定式書において、*Benedictio ensis noviter succincti* (新たに帯びた剣への祝別) と題する、ひとつの儀礼書が存在している⁽¹²⁾。このことから、これら二定式文は別の儀礼書として扱うべきかもしれない。とすれば、リスボン写本は六定式文の構成となり、非常にライデン写本に似ることとなる。この点については、更なる検討の余

地があるように思われる。

「表 2」

五定式構成（五定式文を含む）の祭式書	七定式祭式書の写本群
ライデン写本（1000年頃） Leiden, Rijksuniversiteit Bibl., MS Vossianus lat. Q. 13, fols. 28v-30r.	ミラノ写本（11世紀） Milan, Biblioteca del Capito Metropolitano, MS D 1-11, fols. 103r-127v. Formerly MS 21. Pontifical of Milan. ヴァチカンa写本（11世紀） Vatican City, Bibl. Apos. Vat., MS lat. 13151, fols. 52r-59v. Pontifical from Milan. ヴァチカンb写本（11世紀後半） Vatican City, Bibl. Apos. Vat., MS Barb. lat. 631, fols. 155v-166r. Pontifical from Monte Cassino.
リスボン写本（13世紀） Lisbon, Bibl. Nac., MS Alcobacen 162, fols. 67v-69r. Pontifical from the archbishopric of Braga.	スタブロー写本（13世紀） Brussels, Bibl. roy. Albert Ier, MS 2067-73, fols. 109v-110v.

写本名は筆者がつけたものである。

ヴァチカンb写本は表題及び第一定式文が欠落している。しかし、指輪と剣の授与に関する二定式文を有すことから、同写本を七定式祭式書の写本群に入れた。

R. ジャクソンは『フランキア即位儀礼書集成』を著して⁽¹³⁾、中世全般の西フランク＝フランス王国で起草された国王・女王の即位式に関する計二十五の祭式書を提示する。彼はその自著において、七定式祭式書の写本群にライデン写本及びリスボン写本を同類とみなし組み入れた⁽¹⁴⁾。それに基づき、七定式文構成の写本群とライデン・リスボン両写本を区別し整理したのが「表 2」である。前述したように、リスボン写本は式文の構成上、不確定な点がある。したがって、七定式祭式書の成り立ちを解明する上で、とくにライデン写本と七定式文構成の写本群との関係を考察することが重要となる。以下、両者の比較を明確にするために、七定式祭式書の写本及び写本群と記す時は、七定式文構成のそれを指すこととする。

二 七定式祭式書の写本群とライデン写本

「表 3」は七定式祭式書の式文構成と各式文の冒頭部分を示す⁽¹⁵⁾。この構成において、ライデン写本は指輪と剣の各権標の授与に関する二定式文（第五、六定式文）が欠如している。ところが、両者には単に二定式文の有無だけではなく、明確な相異がある。ライデン写本の表題は Consecratio regis in regem（国王になるための聖別）であり、リスボン写本のそれと同じである⁽¹⁶⁾。一方、七定式祭式書写本群の表題は Ordo qualiter rex ordinare debet（国王がいかになされるべきか

「表 3」

七定式祭式書の式文構成

第一定式文

Omnipotens eterne Deus, creator omnium, imperator angelorum, rex regnantium dominusque dominantium, qui Habraham fidelem famulum tuum de hostibus triumphare fecisti, Moysi et Iosue populo prelati multiplicem victoriam tribuisti.....

第二定式文

Sacri unctio chrismatis (クリスマによる塗油) .

Deus, Dei filius, Iesus Christus dominus noster, qui a Patre oleo exultationis unctus est participibus suis, ipse per presentem sacre unctionis infusionem Spiritus paracliti super caput tuum infundat benedictionem eandemque usque ad interiora cordis tui penetrare faciat.....

第三定式文

Corone regalis impositio (戴冠) .

Accipe coronam regni, que licet ab indignis, episcoporum tamen manibus capiti tuo imponitur. Quamque sanctitatis gloriam et honorem et opus fortitudinis expresse signare intelligas, et per hanc te participem ministerii nostri non ignores.....

第四定式文

Scepri traditio (王笏の授与) .

Accipe virgam virtutis atque equitatis, qua intelligas mulcere pios et terrere reprobos, errantibus viam pandere, lapsis manum porrigere, disperdasque superbos et relevas humiles, et aperiat tibi hostium Iesus Christus dominus noster.....

第五定式文

Anuli traditio (指輪の授与) .

Accipe regie dignitatis anulum, et per hunc in te catholice fidei cognosce signaculum, quia ut hodie ordinari caput et princeps regni ac populi, ita perseverabilis auctor ac stabilitor christianitatis et christiane fidei, ut felix in opere, locuplex in fide, cum rege regum glorieris per evum, 'cui est honor et gloria per infinita seculorum secul.' Amen.

第六定式文

Gladii traditio (剣の授与) .

Accipe gladium per manus episcoporum licet indignas, vice tamen et auctoritate sanctorum apostolorum consecratas, tibi regaliter impositum nostrae benedictionis officio, in defensionem sancte Dei ecclesie divinitus ordinatum.....

第七定式文

Regii status designatio (王位の表明) .

Sta et retine amodo locum, quem huc usque paterna successione tenuisti hereditario iure tibi delegatum, per auctoritatem Dei omnipotentis, et presentem traditionem nostram, omnium scilicet episcoporum, ceterorumque Dei servorum.....

「表 4」

七定式祭式書の第一定式文

第一定式文

Omnipotens eterne Deus, creator omnium, imperator angelorum, rex regnantium dominusque dominantium, qui Habraham fidelem famulum tuum de hostibus triumphare fecisti, Moysi et Iosue populo prelati multiplicem victoriam tribuisti, humilemque David puerum tuum regni fastigio sublimasti, et Salomonem sapientie pacisque ineffabili munere ditasti, repice, quesumus, ad preces humilitatis nostre et super hunc famulum tuum N., quem suplici devotione

ライデン写本	リスボン写本	七定式祭式書の写本群
in regem	in regem	in regem
<u>Francorum et Equitanorum</u>	<u>Francorum et Burgundionum</u>	
<u>pariter</u>	<u>Yspanorum pariter</u>	

eligimus, benedictionum tuarum dona in eo multiplica eumque dextera tue potentie semper et ubique circumda, quatinus predicti Habrae fidelitate firmatus, Moysi mansuetudine fretus, Iosue fortitudine munitus, David humilitate exaltatus, Salomonis sapientia decoratus, tibi in omnibus placeat et per traitem iustitie inoffenso gressu semper incedat,

ライデン写本	リスボン写本	七定式祭式書の写本群
<u>ecclesiamque</u>	<u>ecclesiamque</u>	<u>ecclesiamque</u>
<u>ecquitanam et frantiam</u>	<u>Francie vel Yspanie</u>	<u>tuam</u>

deinceps cum plebibus sibi annexis ita enutriet ac doceat, muniat et instruat, contraque omnes visibiles et invisibiles hostes eidem potenter regaliterque tue virtutis regimen

ライデン写本	リスボン写本	七定式祭式書の写本群
amministret, ut <u>Francorum</u>	amministret, ut utroque	administret et ad vere
<u>regnum</u> non deserat, sed ad	horum	fidei pacisque
pristine fidei pacisque	populorum	concordiam eorum
concordiam eorum animos te		animos te opitulante
opitulante reformat, ut		reformat, ut horum
utrorumque horum populorum		populorum

debita subiectione fultus, cum digno amore gloricetur, et ad paternum decenter solium tua miseratione conscendere mereatur.....

些細なヴァリエントの表示を避けるために「」の外のテキストはスタブロー写本に拠っている。詳細のテキストについては本稿註（19）を参照。

を記す祭式書)である⁽¹⁷⁾。表題の相異は両者がそれぞれ別の祭式書として認識され筆写されたことを、単なる式文の数の多寡による違いではないことを示すのである。

現存する写本の各テキストを照合すると、明らかに単純な誤記、脱字と判断できる箇所がある。それらの他に、両祭式書の写本間にはヴァリエント（異文もしくは異なる表現）が存在する⁽¹⁸⁾。それらの中で、両写本の重要な相異を示すヴァリエントがある。それは「表4」が示すように、第一式文中に見られる⁽¹⁹⁾。ライデン写本では.....quem suplici devotione in regem Francorum et Equitanorum pariter eligimus（熱心に懇願してフランク人たちかつアキタニア人たちの国王に彼を選んだ）.....という表現があり、リスボン写本の当該箇所では、下線部がFrancorum et Burgundiorum Yspanorum pariter（フランク人たちとブルグント人たちかつイスパニア人たちの[国王に]）となっている。一方、七定式祭式書の写本群における同じ箇所には、下線部が欠如している。こうした差異に呼応するような表現が同じ第一式文の数行あとにも見られる。七定式祭式書の写本群において、ecclesiamque tuam（あなたの教会を）と表記されている箇所が、ライデン写本ではecclesiamque ecquitanam et frantiam（アキタニア及びフランキアの教会を）、リスボン写本ではecclesiamque Francie vel Yspanie（フランキア或いはイスパニアの教会を）と記されている。さらに、ライデン写本においては、Francorum regnum（フランク人たちの王国）という表現も記述されている。

ラノエはライデン写本に見られる固有名について、以下のように解釈した⁽²⁰⁾。彼はライデン写本の「第三定式文 戴冠（儀礼）」及び「第七定式文 王位の表明」において、余白にラテン語の語尾を女性形にした書き込みがある⁽²¹⁾ことに着目する。例えば、第三定式文において、Ita ut sicut nos in interioribus pastores rectoresque animarum intelligimur tu quoque in exterioribus uerus/a dei cultor/trix, strenuus/a que contra omnes aduersitates aecclesiae christi defensor/atrix（私たちが内なる人たちにとって魂の司牧者で導き手として認められているように、あなたも外なる人たちにとって誠実な神への崇拝者で、すべての敵に対してキリスト教会の力強い防衛者であるように）とあり、余白に添え書き（下線部）が付けられている。この書き込みは上記の二定式文がかつて女王の即位式に使用されたことを示す痕跡である、とラノエは判断する。そして、彼はまだ女王即位式に関する祭式書が起草されていなかったために、ライデン写本の手本となったオリジナルの式文が応用された、という見解に到る。確認されている最も古い女王即位儀礼を記す式文は856年に作成されたと考えられている。それはランス大司教ヒンクマルの筆により、シャルル禿頭王の娘ユーディットが女王に即位するために起草されたものである⁽²²⁾。ラノエはライデン写本のオリジナルが856年よりも遡ってすでに起草されていたとし、さらにin regem Francorum et Equitanorum pariterの記述が適合する状況の即位式を探す。ルートヴィヒ敬虔帝（位、814-840）が没し紛糾する中、西フランク王国においてピピン二世（d'Aquitaine）に失望した貴族たちが、848年オルレアンで自らの身をシャルル禿頭王に託す。ラノエはその状況がライデン写本のテキストに適合すると結論づけたのである⁽²³⁾。

11世紀初頭に筆写されたライデン写本の第一定式文における書き込みが、果たしてそのオリジ

ナルにも存在したのであろうか。前述したように、その定式文はヒンクマールが執筆した877年時の即位儀礼文に似ている⁽²⁴⁾。ラノエの見解が正しければ、ライデン写本のオリジナルの方が先に存在し、それをヒンクマールが877年に援用したことになる。ヒンクマールは何故それを869年時の即位儀礼文に援用しなかったのか。ジャクソンはラノエの見解を興味深い解釈と評す⁽²⁵⁾。彼自身もヒンクマールが四つの即位儀礼文を作成する際に、自ら新たに式文を考案したのではなく、既存の式文を巧みに編集した、と指摘している⁽²⁶⁾。しかし、一方でジャクソンは疑念を呈す⁽²⁷⁾。彼は女性形の書き込みが女王即位儀礼の祭式書の欠如を示す根拠にはならないと主張する。儀礼書中の式文において、名詞が男性形から女性形へと置換する例は他の場合にも起こっており、必ずしも儀礼書の有無とは関係がないというのである⁽²⁸⁾。

リスボン写本の第一定式文にも固有名が存在した。それはライデン写本の固有名と一致していない。両写本は同じ表題を持つことから、リスボン写本の固有名は長期にわたって筆写されていく過程で、ある時期の状況に適合するように意図的に変化させられた、その結果である、と推測される。

ライデン・リスボン両写本に見られる固有名が、それぞれある時期における状況の反映であることは間違いない。その状況を読み解くには更なる論議が必要であり、上述のような多くの疑問が残されている以上、早計な判断を下すわけにはいかない。ここでの重要な点は七定式祭式書の写本群とライデン・リスボン両写本との間には相異が見られることである。ゆえに、両者間には式文中における固有名の有無と表題における相異があること、これら二点が確認されれば充分である。因みに、ラノエによる上述の解釈は10世紀初頭と推定されている七定式祭式書の成立時期について変更を迫るものではない。ライデン写本のオリジナルと877年のヒンクマールの筆による即位儀礼文、両者どちらが時期的に早く作成されたとしても、七定式祭式書の成立時期に影響を及ぼさない。前二者には権標（指輪と剣）の授与を記す式文がない。よって、これら二式文を有す七定式祭式書は、それら二者よりも後に成立したと推定できるからである。

ところで、五定式文をテキスト中に所収する他の祭式書がある。それは作成地に因み、通称ブルグント祭式書（Der burgundische Ordo）と呼ばれ、その表題はOrdo ad regem benedicendum（国王を祝別するための祭式書）である⁽²⁹⁾。この祭式書における最も古い12世紀の写本は新国王の選出と聖別の準備に関する長めのルブリークで始まり、次にライデン写本の五定式文がその順序どおりに続き、最後に国王を祝別する二式文でもって締め括られている⁽³⁰⁾。ブルグント祭式書の写本群には、ライデン・リスボン両写本の第一定式文におけるような固有名は見られない⁽³¹⁾。バウマンはブルグント祭式書と七定式祭式書とが酷似していることを指摘する⁽³²⁾。ラノエは七定式祭式書よりも、ライデン写本とブルグント祭式書との密接な連関を強調する⁽³³⁾。したがって、七定式祭式書の成り立ちを系譜上で整理するためには、ブルグント祭式書の位置づけも考慮されねばならない。

三 七定式祭式書の成り立ち

国王即位儀礼に関する祭式書すべてにおいて、それぞれのオリジナルは失われている。また、祭式書に関するすべての研究は僅かな史料からもたらされる不十分な情報に基づくために、いくらか推測的にならねばならない。その点を、ジャクソンは強調する⁽³⁴⁾。そして、現存する写本から遡及的にそのオリジナルを推測することは、たえず誤謬へと陥る危険をはらんでいる。

こうした危険をできるだけ回避して、以下のことを指摘したい。時期的な観点から言えば、五定式文構成のライデン写本が現存する以上、五定式祭式書が先ずもって起草された、と想定できよう。しかし、オリジナルが欠如するために、五定式祭式書の表題及び式文のテキストについてはわからない。したがって、ライデン写本が原型となる五定式祭式書の特徴をどの程度留めているのかは判断できない。また、五定式祭式書のオリジナルからどのような筆写の経路を辿り七定式祭式書が成り立つのか、についても明らかではない。同じことはブルグント祭式書についても言える。今のところ、次のように写本を整理することができる。

- (1) ライデン・リスボン両写本（表題*Consecratio regis in regem*、第一定式文に本稿で取り上げた固有名の記述あり）
- (2) 七定式祭式書の写本群（表題*Ordo qualiter rex ordinare debet*、七定式文構成）
- (3) ブルグント祭式書の写本群（表題*Ordo ad regem benedicendum*、テキストに五定式文を所収）

ところで、七定式祭式書の写本群において、同祭式書の後に女王即位儀礼に関する同一の祭式書（以下、女王*Ordo*と略記）が続く⁽³⁵⁾。前述のとおり、ライデン写本を所収する手書本には女王*Ordo*はなく、リスボン写本にも同様でない。一方、ブルグント祭式書の写本群において、同祭式書の後に女王*Ordo*が続くが、それは七定式祭式書の女王*Ordo*とは異なっている⁽³⁶⁾。こうした女王*Ordo*に関する三者の違いから見ても、このグループ分けは支持されるだろう。ここで、

(1) のグループを、他の二者とは異なることを明示するために、ライデン祭式書の写本群と命名したい。

現下の写本状況では、五定式祭式書のオリジナルから始まった筆写の経路を解明することはできない。七定式祭式書の起草者がライデン祭式書——もしくは消失してしまったが、これと同じ表題とテキストを持つ写本——を引用したという確証はない。よって、ジャクソンが整理したように、ライデン祭式書の写本群を七定式祭式書のそれに組み入れることは根拠を欠き、さらに今は解明できない系譜上の諸関係を看過するおそれがある。系譜関係を解き明かす新たな写本が発見されるまで、七定式祭式書は五定式祭式書（オリジナル）から端を発して、今は不詳である筆写の過程を経て成り立った三系統のひとつとして捉えておくことが適切であろう。

結び

七定式祭式書の成り立ちは、五定式文構成から七定式文構成への変化として捉えることができる。五定式文に追加されたのは、前述したように、二権標（指輪と剣）の授与についての二定式文である。この二権標の授与は七定式祭式書が起草される以前、実際に举行された国王即位式には見られない。新国王が即位式に帯剣で臨んだことはあり得るが、その場合でも儀礼上から言えば、権標の授与には当てはまらない。どうして、これら二定式文が七定式祭式書に追加されたのか。同祭式書の成り立ちを解明する上で、重要な論点である。筆者はこのことを重々承知している。この論点は次の事実により、一層の広がりを見せる。七定式祭式書とほぼ同時期に起草されたエルトマン祭式書にもこの二権標の授与が登場し⁽³⁷⁾、他方、東フランク祭式書では剣だけが授与されるのである⁽³⁸⁾。最初期の祭式書に関して、なにゆえ前二者には指輪と剣の権標が新たに登場するのか、あるいは後者では指輪を欠く剣のみの授与なのか。七定式祭式書だけに考察対象を限定しては、これらの疑問に答えることはできない。その解明には新たなアプローチの設定が必要である。ここでは、この重要な問題点が存在することを指摘して、本稿を終わりたい。

註

- (1) 東フランク祭式書はドイツ語表記ではDer frühdeutsche Ordoである。G. ヴァイツが東フランク＝ドイツ王国における最初期と想定された祭式書にDer deutsche Ordo (Formeln)と命名して以来、それが一般的に使われてきた。Waitz, G., *Die Formeln der Deutschen Königs- und der Römischen Kaiser-Krönung vom zehnten bis zum zwölften Jahrhundert. Abhandlungen königlichen Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen.* Bd. 18. (1873) S. 3-92.しかし、C. エルトマンがそれよりも早期の祭式書を指摘して、それにDer frühdeutsche Ordoという名を付けたのである。Erdmann, C., *Forschungen zur politischen Ideenwelt der Frühmittelalters.* (Berlin, 1951) 本稿では、同時期のエルトマン祭式書が西フランク祭式書とも呼ばれていることから、東フランク祭式書という名称を用いることにした。詳しい理由については、拙稿「東フランク王国における国王即位儀礼書の起草」『歴史学研究』No.793 2004年 47頁註17)を参照。
- (2) エルトマンは祭式書の写本を考察した結果、マインツ祭式書が東フランク祭式書と七定式祭式書との編集で成り立ったことを突き止めたのである。Erdmann, C., *op. cit.*, S. 54-70.
- (3) M. アンドリュエはマインツ定式書に収められている儀礼書を分析、検討した結果、同定式書が聖アルバン修道院で編纂されたことを解き明かした。Andrieu, M., (ed.), *Les Ordines romani du haut Moyen Age*, (Louvain, 1931) t. I. pp. 494-506. C. ヴォージェルは聖アルバン修道院で作成され、マインツ定式書に関わりがあるヴィエンヌ写本の中に、オットー一世が rex と表記されているのを手がかりとして、他の写本群の分析・検討した結果、同定式書の編纂時期を950年頃から962/63年の間に推定した。しかし、上限の950年頃については、明解で説得力のある根拠が示されているとは言えない。よって、本稿ではマインツ定式書の編纂時期を10世中葉とした。Vogel, C., *Precisions sur la date et l'ordonnance primitive du Pontifical romano-germanique. Ephemerides Liturgicae.* Vol. 74. (1960) p.145-162.
- (4) マインツ定式書の原本は消失している。写本はドイツに16、フランスに9、イタリアに6、イギリスに3、スイスとポーランドにそれぞれ1、計36が現存しており、この分布状況から、この定式書が西欧各地に広く流布していたことがわかる。Andrieu, M., (ed.), *op. cit.*, t. I. pp. 494-525.

- (5) 本稿ではエルトマンの命名による七定式祭式書という名称を用いる。Erdmann, C., *op. cit.*, S. 54-70.その理由はスタブロー修道院が所蔵地であること以外に、この祭式書との関与が認められないことによる。R. ジャクソンは写本において、七定式祭式書の後に女王の即位儀礼書が連なることから、両者の式文を一括して十一定式祭式書 (*Ordo of Eleven Forms*) と名付けた。この十一という数は両者の表題も式文として数えたことによる。しかし、それぞれに表題が付けられていることは、別々の祭式書であることを端的に示している。また、儀礼上、国王の即位と女王のそれが必ずしも同時に挙行されたわけではない。両祭式書を一括して扱うことは、女王即位儀礼の発展を考察する際に支障をきたすであろう。ゆえに、名称に十一定式祭式書を使用することは適切ではないと思われる。Jackson, R. A., *Manuscripts, Texts, and Enigmas of Medieval French Coronation Ordines*. *Viator* Vol. 23 (1992). pp.35-71.
- (6) 869年シャルル禿頭王のロートリンゲン国王即位儀礼式文は、*MGH. Capitularia*. t. II. Nr. 276. S. 337-341 u. Nr. 302. S. 456-458を参照。
- (7) 877年ルイ吃音王の国王即位儀礼式文は、*Ibid.*, Nr. 283. S. 363-365. u. Nr. 304. S. 461fを参照。
- (8) P. シュラムは西フランク祭式書の史的価値を指摘したエルトマンに敬意を表して、この祭式書をエルトマン祭式書と命名し、以後通称となる。Schramm, P. E., *Die Krönung bei den Westfranken und Angelsachsen von 878 bis um 1000. Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonistische Abteilung*. 23. (1934) S. 117-242.
- (9) Lanoë, G., *Les ordines de couronnement (930-1050): retour au manuscrit*, in Parisse, M., Altet, X. B. I. (eds.), *Le roi de France et son royaume autour de l'an Mil*. (Paris, 1992) pp. 65-72.
- (10) 筆者は拙稿「マインツ祭式書の成り立ちと国王即位の地アーヘン」『青山史学』第23号(2005)229-245頁、及び本稿註(2)の拙稿において、この写本に言及し、その際ライデン祭式書と表記した。ライデンに所蔵されたこの手書本は、七定式祭式書の一写本なのか、または、ライデン祭式書の一写本と呼べるものなのか。この疑問に答えることが本稿を執筆する動機の一因になっている。
- (11) Elze, R., *Ein Krönungsordo aus Portugal. Memoriam Sanctorum Venerantes: Miscellanea in onore di Mons. Victor Saxer. Studi di Antichità Cristiana*, vol. 48, 323-34.
- (12) Vogel, C., Elze, R., (eds.), *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle. Le Texte II Studi e Testi*. 227. (Vaticano, 1963) p. 379.
- (13) Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae: texts and ordines for the coronation of Frankish and French kings and queens in the Middle Ages*. vol. I. II. (Philadelphia, 1995)
- (14) *Ibid.*, vol. I. pp.154-167.
- (15) このテキストは七定式祭式書の典型的な写本として、よく引き合いに出されるスタブロー写本のそれである。
- (16) リスボン写本の表題は正確には*Consecratio regis in regem om*である。つまり、リスボン写本には「完全なる(*om* [nem])」という形容詞がついているが、ライデン写本との二世紀の隔たりを考慮すれば、同じ表題と見做さすことができよう。
- (17) ただし、ミラノ・ヴァチカンa両写本の表題には、祭式書の始まりを示す*Incipit*の語が冒頭に付いている。また、ヴァチカンb写本には表題が欠落している。
- (18) 写本間には多く存在するヴァリエーションについては、以下の文献を参照。Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae*. vol. I pp.159-164.
- (19) *Ibid.*, p.159-160.
- (20) Lanoë, G., *L'ordo de couronnement de Charles le Chauve à Sainte-Croix d'Orléans (6 juin 848)*. Duggan, A. J. (ed.), *Kings and Kingship in Medieval Europe*. (Exeter, 1993) pp.41-68.
- (21) *Ibid.*, pp.62-64.
- (22) 通称「ユーディトのオールド」のテキストについては、解説がついたジャクソンの文献を参照されたし。

- Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae*, vol. I, pp.73-79.
- (23) Lanoë, G., L'ordo de couronnement, pp.53-55.
- (24) 本稿に添付した「表1」を参照。
- (25) Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae*, vol I, p.154.
- (26) Jackson, R. A., Who Wrote Hincmar's Ordines? *Viator* 25 (1994) pp.31-52.
- (27) Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae*, vol I, p.156.
- (28) *Ibid.*, p.156.
- (29) エルツェによれば、ブルグント祭式書の現存する写本群は以下のとおりである。(1) Bibl. Apost. Vat. Cod. Ottob. lat. 256 f. 25^r-29^r (12世紀) (2) Carpentras Bibl. Munic. Ms. 96 f. 111^v-117^r. (13世紀) (3) Paris Bibl. Nat. Ms. lat. nouv. acq. 331 f. 158^v-166^r. (13世紀) (4) Troyes Bibl. Munic. Ms. 1224 f. 140^v-147^r. (13世紀) (5) Paris Bibl. Nat. Ms. lat. 1220 f. 154^v-161^r. (14世紀) (6) Mailand Bibl. Ambros. Cod. R 56 sup. f. 25^v-29^r. (14世紀) Elze, R., Königskrönung und Ritterweihe: Der burgundische Ordo für die Weihe und Krönung des Königs und der Königin. Fenske, L., Rösener, W. u. Zotz, T. (Hgg.), *Institutionen, Kultur und Gesellschaft im Mittelalter: Festschrift für Josef Fleckenstein*, (Sigmaringen, 1984) S.327-42.
- (30) ブルグント祭式書のテキストについて、抜粋であるが最も古い形の式文状態を示すバウマンの文献を主として参考にした。Bouman, C. A., *Sacring and Crowning*. (Groningen, 1957) pp.172-173.
- (31) Lanoë, G., L'ordo de couronnement, pp.65-68.
- (32) Bouman, C. A., *op. cit.*, p.22.
- (33) Lanoë, G., L'ordo de couronnement, pp.49-50.
- (34) Jackson, R. A., Manuscripts, Texts, pp.35-36.
- (35) この女王Ordoの式文については、Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae*, vol I, pp.164-167.を参照。
- (36) ブルグント祭式書の写本群に続く女王Ordoの式文については、Elze, R., Königskrönung und Ritterweihe, pp.339-340.を参照。
- (37) エルトマン祭式書「第六式文」Post debet imponi anulus digito illius et tunc dici. Accipe anulum, signaculum sanctae fidei (その後、彼の指に指輪がはめられて[次のように]言われなければならない。聖なる信仰の印である指輪を受けよ)..... (Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae*, vol I, p.148.)「第八式文」Ad gladium tradendum. Accipe hunc gladium cum Dei benedictione tibi collatum ad vindictam maleficorum, laudem vero bonorum (譲渡されるべき剣について。悪しき人たちを罰し、良き人たちを称えるために神の祝福と共にあなたに渡されるこの剣を受けよ)..... (Jackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae*, vol I, p.148-149.)
- (38) 東フランク祭式書「第十二式文」Postea ab episcopis ensen accipiat, ut cum ense totum regnum sibi fideliter ad regendum secundum supradicta verba sciat esse commendatum (その後、上述の言葉に忠実にしたがいい治めることで、[この] 剣と共に王国全土が託されたことを知るように、と司教たちから剣を受けろ)。(Erdmann, C., *op. cit.*, S. 86)